

令和 2 年 4 月 1 7 日
在デンマーク日本国大使館

封鎖の段階的解除に関する政党間合意（新型コロナウイルス関連情報）

4月17日、デンマーク首相府は、封鎖の段階的解除の第一段階に関する政党間の合意についてのプレスリリースを発出しました。封鎖解除の第一段階として、4月20日（月）から以下1のとおり一部の職業が再開可能となる見通しです。（同プレスリリースをもとに当館で生活に関することを中心に抜粋・編集しています。）

（首相府プレスリリース。デンマーク語）

http://www.stm.dk/_p_14942.html

1 4月20日から再開可能な職業（代表的なもの）

プレスリリース附属文書に4月20日から再開可能な職業として列挙されているものは以下のとおりです。

（附属文書1：医療分野）

- ・理学療法士
- ・カイロプラクティック療法士
- ・作業療法士
- ・オステオパシー療法士
- ・栄養士
- ・フット・セラピスト
- ・眼鏡・コンタクト技師
- ・サイコロジスト
- ・歯科分野（歯科医，歯科技師等）
- ・聴覚分野
- ・私立の病院，クリニック

（附属文書2：自由業）

- ・美容院
- ・エステ，マッサージクリニック
- ・ボディケア・クリニック
- ・スパ・クリニック
- ・タトゥー，ピアッシングクリニック
- ・顧客との身体的接触を特徴とするサービスを提供するその他の施設，日焼けサロン

また、上記職業に加えて、

- ・教習用自動車による運転教習も再開することができるとしています。

2 早期の再開や支援が求められているもの

再開時期は未定ですが、早期に再開・支援すべきものとして以下のものが挙げられています。

- ・裁判所（家庭裁判所）

裁判所は重要な訴訟案件を取り扱う非常態勢を取っていますが、より多くの案件を扱うこととし、家庭裁判所は、子供からの聴取および子供に関連する特に重要な活動を再開する。

- ・研究者と学生のための研究実験室

ポスドクまたは PhD 課程などの研究プロジェクトを継続できるようにする。

- ・高齢者、弱者および疎外された子供や若者への支援

3 段階的解除の第二段階について

今後の解除については、「関係政党は、第 17 週（4 月 20 日の週）に、コロナ危機から脱するためのデンマークの総合的な途に向けた計画に関し、（段階的解除の）第二段階及びその先についての交渉を継続する。その目的は、いつ、どのような条件の下、更に規制が解除されるかについて明確にするためである。あらゆる措置について医療専門的、社会経済的に評価を行う。」としています。

<感染者数>

4 月 17 日 14 時現在でのデンマーク全体の感染者数は以下のとおりです。

（国立血清学研究所より）

感染者数 合計 7268 名

デンマーク 7073 名（死亡者 336 名、治癒者数 3389 名、検査人数累計 87024 名）

フェロー諸島 184 名（死亡者 0 名、治癒者数 171 名、検査人数累計 5846 名）

グリーンランド 11 名（死亡者 0 名、治癒者数 11 名、検査人数累計 1019 名）

<当館からのお願い>

- 在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryo.ji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト
(デンマーク語)

www.coronasmitte.dk

(英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark>

当館特設コロナページ(過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集約)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

デンマーク外務省の出入国に関連する Q&A 等 (英語)

<https://um.dk/en/travel-and-residence/coronavirus-covid-19/>

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話 : 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス : ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届(3か月以上滞在される方) / 「たびレジ」(3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更(転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等)、または帰国・転出等があればお知らせください。